

衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 2 日（火）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

- 1 ①重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出第 24 号）
②経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 25 号）
・齋藤経済産業大臣、高市国務大臣、政府参考人及び衆議院事務局当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）井野俊郎君（自民）、山下貴司君（自民）、中野洋昌君（公明）、塩川鉄也君（共産）、山岸一生君（立憲）、金村龍那君（維教）、市村浩一郎君（維教）、重徳和彦君（立憲）、鈴木義弘君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

井野俊郎君（自民）

- （1） 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（以下「セキュリティ・クリアランス法案」という。）
 - ア 罪刑法定主義との関係
 - イ 令和 5 年度におけるサイバー攻撃による情報漏えいの規模
 - ウ 適性評価の調査内容にサイバー攻撃への対処能力を加える必要性
 - エ 適性評価の実施体制
 - オ 法人の両罰規定の適用が想定される事例
- （2） 海外企業による日本企業の買収への対応
- （3） 情報監視審査会委員に対する適性評価の有無

山下貴司君（自民）

- （1） セキュリティ・クリアランス法案
 - ア 従来のコンフィデンシャル相当の情報の保護方法及び同情報を民間と共有する場合の手当て
 - イ セキュリティ・クリアランス制度を求める民間側のニーズ
 - ウ 適性評価
 - a 評価結果による従業員への不利益取扱いに対する措置
 - b 状況変化についての自己申告の基準及び申告しなかった場合の措置
 - エ 本法施行前においても重要経済安保情報の流出に厳格に対応する必要性についての高市国務大臣の決意
- （2） 外為法第 25 条に基づく技術流出への具体的な対応

中野洋昌君（公明）

- （1） 経済安全保障全体の進め方についての齋藤経済産業大臣の見解
- （2） 戦略産業の支援及び技術基盤の確保に対する経済産業省の取組
- （3） サプライチェーン対応も含め、経済的な威圧に対する経済産業省としての考え方や取組
- （4） 技術者の転職等人を通じた技術流出を防ぐ防衛策
- （5） 経済安全保障の取組におけるセキュリティ・クリアランス法案の位置付け
- （6） 政府が重要経済安保情報をしっかり収集する必要性

塩川鉄也君（共産）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 本法案の目的は同盟国・同志国との国際共同開発の拡充であることの確認
- イ 日米間と日本と他国間との秘密保全体制の相違点
- ウ 本法律案はG C A P（日英伊の次期戦闘機の共同開発）の推進を目的としているとの懸念

山岸一生君（立憲）

- (1) 大川原化工機事件をめぐる経済産業省の責任
- (2) セキュリティ・クリアランス法案
 - ア 従業者の不利益取扱いに関する適合事業者へのペナルティーの在り方
 - イ 特定秘密に該当する重要経済基盤保護情報の取扱い
 - ウ 適性評価を拒否した場合の苦情への対応の在り方
 - エ 国会による監視の在り方に関する法律案作成過程の議論の有無

金村龍那君（維教）

- (1) 経済安保推進法における先端的な重要技術の開発支援の現状
- (2) セキュリティ・クリアランス法案
 - ア 民間事業者が保有する重要な情報の保全の在り方
 - イ クリアランスホルダーの処遇の在り方
 - ウ 企業における情報漏えいや技術流出の防止策
 - エ 適合事業者が外国企業に買収された場合の対応

市村浩一郎君（維教）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 本法律案の立法事実及び目的
- イ 今後の国際情勢の変化に対応した本法律案の見直しの考え方
- ウ 民間事業者の情報が重要経済安保情報として指定される要件
- エ 適性評価に係る評価対象者による真の同意の内容
- オ 適性評価に係る調査が事業者の事業活動を阻害しないための措置
- カ 個人情報等の目的外利用の禁止の実効性の担保
- キ 冤罪事件を生まないための本法律案の悪用の防止策
- ク 完全暗号など情報セキュリティを徹底するための仕組み構築の必要性

重徳和彦君（立憲）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 本法律案の内容と産業界からのニーズとの乖離
- イ 民間事業者の所有情報が重要経済安保情報と同レベルの情報である場合における当該事業者へのセキュリティ・クリアランス資格付与についての考え方
- ウ セキュリティ・クリアランス資格所有者が転職した場合の資格の扱い及びアクセス可能な情報の範囲
- エ セキュリティ・クリアランス資格所有者の増加が日本企業全体に与える影響

- オ 本法律案と特定秘密保護法におけるデュアルユース技術の取扱い
- カ 特定秘密として指定されているデュアルユース技術に関する情報の数
- キ 本法律案における重要経済安保情報と特定秘密保護法の特定秘密との関係
- ク セキュリティ・クリアランスの資格で特定秘密も取り扱えるようにする必要性

鈴木義弘君（国民）

- (1) セキュリティ・クリアランス法案
 - ア 本法律案がスパイ行為の取締りを対象としているかの確認
 - イ 適性評価実施後に状況変化があった場合の自己申告制度の妥当性
 - ウ 適性評価に係る自己申告による再評価の結果に基づく従業員への不利益扱いに対する担保措置
- (2) 経済安保推進法改正案における基幹インフラ対象分野に病院等を追加しなかった理由